

「健康づくり会員」規約

(目的)

第 1 条 「健康づくり会員」は、「東淀川区健康づくり区民宣言」の趣旨に賛同し、「健康のまち東淀川区」の実現に向け、自らが健康づくりに積極的に参画することを目的とする。

(定義)

第 2 条 第 1 条の目的を実現するため、自らの責任で「東淀川区健康づくり区民会議」が支援する事業に積極的に参加し、健康づくりの大切さを広めていく。

(登録要件)

第 3 条 登録できるのは、東淀川区内に居住の方または在勤・在学の方

(登録手続)

第 4 条 「健康づくり会員」への登録については、「レッツチャレンジウォーキング参加申込書 健康づくり会員登録申請書」(別紙様式 1) または「健康づくり会員登録申請書」(別紙様式 2) を、東淀川区役所保健福祉課(以下区役所)へ提出することで登録することができる。

ただし、区役所が不相当と判断した場合またはレッツチャレンジウォーキング参加者で会員登録を拒否した場合は、登録することができない。

(会員証)

第 5 条 登録された「健康づくり会員」に対しては、区役所が「ひかりちゃんカード(健康づくり会員証)」(別紙様式 3)(以下「会員証」とする)を交付する。

- 2 別表受付印の押印のない会員証については、効力を発しない。
- 3 会員証の有効期限は、受付日の翌年 3 月 31 日までとする。
- 4 会員証はいかなる理由があっても、譲渡・転売等所有者の移転を認められない。
- 5 会員証は、健康づくり会員以外の身分を証明するものではない。
- 6 会員証が不要になった場合または転出、在学・在勤でなくなった場合は、必ず区役所まで返還すること。
- 7 会員証の紛失に伴う再発行は、いかなる理由があっても行わない。
- 8 会員証の交付は、毎年 3 月 1 日から 12 月 28 日までとし、開始日が区役所の開庁日でない場合は、翌開庁日とし、終了日が区役所の開庁日でない場合は、その直前の開庁日までとする。
- 9 効力が失われる前に更新することによって、効力を継続することはできる。

(会員証の提示)

第 6 条 区役所ないしは事業の実施者から提示を求められた場合は、速やかに提示すること。

- 2 提示を求められて、提示しない場合は、会員の特典等を受けることができない。

(会員証の失効)

第7条 会員証は、会員証に押印された受付印の年の翌年の3月31日をもって失効する。

2 会員証の返還があったときは、その場で失効する。

(会員情報の変更)

第8条 健康づくり会員として登録している事項（名前、住所等）等に変更が生じた場合は、すみやかに区役所に届けるものとする。

(登録の抹消)

第9条 区役所は、会員証の不正使用やその他法令に違反する等健康づくり会員としてふさわしくないと認められる行為があった場合は、その登録を抹消することができる。

(規約の改定)

第10条 本規約は、区役所により、必要に応じて改定する場合がある。規約を改定した場合は、区役所が健康づくり会員に通知する。

(各種通知の方法)

第11条 センターから健康づくり会員に対して通知が必要になった場合は、登録されたファックス、メール、電話と同時に窓口のチラシで通知する。

(個人情報の保護)

第12条 会員の個人情報については、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱う。

(事務手続き等)

第13条 健康づくり会員の事務は、大阪市東淀川区役所保健福祉課（保健企画）が行う。

附 則

この規約は、平成24年3月15日より施行する。

平成21年4月1日施行の「健康づくり会員登録規約」については、廃止する。

附 則

この改正規約は、平成25年6月6日より施行する。